

サービス料金表

<別紙1>

基本料金①

要介護(介護保険証の区分が要介護1~5)						
	3-4時間		6-7時間		7-8時間	
要介護度	介護保険単位	個人負担金額	介護保険単位	個人負担金額	介護保険単位	個人負担金額
要介護1	368単位	378円(756円)	581単位	598円(1196円)	655単位	673円(1346円)
要介護2	421単位	433円(865円)	686単位	705円(1410円)	773単位	794円(1588円)
要介護3	477単位	490円(980円)	792単位	814円(1627円)	896単位	921円(1841円)
要介護4	530単位	545円(1089円)	897単位	922円(1843円)	1018単位	1046円(2091円)
要介護5	585単位	601円(1202円)	1003単位	1031円(2061円)	1142単位	1173円(2346円)

加算②

※()内は2割負担

加算項目	介護保険単位	個人負担金額
個別機能訓練加算Ⅰイ	56単位	58円(116円)
個別機能訓練加算Ⅰロ	85単位	88円(175円)
個別機能訓練加算Ⅱ	20単位	21円(42円)
認知症加算	60単位	62円(124円)
中重度者ケア体制加算	45単位	47円(93円)
送迎減算	▲47単位	▲49円(97円)
入浴介助加算Ⅰ	40単位	42円(83円)
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22単位	23円(46円)
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位	19円(37円)
介護職員処遇改善加算Ⅰ	左記の加算は利用総単位数により算定されますので、利用月により変わります。	
特定処遇改善加算(Ⅰ)		

個別機能訓練加算等については裏面に説明が有ります

上記は1日あたりの金額です。

1単位=10.27円

保険外負担金③

項目	内容	金額
食材料費	ご利用者様に提供する飲食物の金額です	550円
教養娯楽費	余暇活動等に掛かる費用です	50円
	合計	600円

オヤツのみ 50円

日用品費④

項目	料金
タオル	50円
おしぼり(2枚)	60円
リンスinシャンプー	25円
ボディソープ	25円
T字型カミソリ	70円

※補足説明

①サービス提供体制強化加算Ⅰとは、介護職員総数のうち、介護福祉士が70%以上配置されている場合に加算されます。

サービス提供体制強化加算Ⅱとは、介護職員総数のうち、介護福祉士が50%以上配置されている場合に加算されます。

②介護職員処遇改善加算とは

厚生労働大臣の定める賃金体系や教育体制など、適切に運営されている事業所に対して、加算がなされるものです。

介護職員処遇改善加算Ⅰは

総利用単位数の59/1000(5.9%)となります。

(介護職員等)特定処遇改善加算Ⅰは

総利用単位数の12/1000(1.2%)となります。

諸費用実費分⑤

項目	料金
尿取りパッド	60円
フラット型オムツ	200円
リハビリパンツM	200円
リハビリパンツLL	230円

上記①+②+③+④+⑤がご利用料金になります。

但し、④と⑤は御使用分のみの請求になります。

最終的な支払いは四捨五入などの関係で若干の変動があります。

医療法人穂仁会 アザリアデイサービスセンター

事業所番号 2770600563

R3年4月1日以降適用

○個別機能訓練加算(Ⅰイ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師を一名以上配置していること。
- (2) 個別機能訓練計画の作成及び実施において利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行うこと。
- (3) 機能訓練指導員等が、利用者ごとに評価及び個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的、且つ直接的に機能訓練を行う。又、この機能訓練は同様の目標を持つ少人数(5人程度まで)をグループとして行っても良い。
- (4) 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後三月ごとに一回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。

○個別機能訓練加算(Ⅰロ)

- (1) 個別機能訓練(Ⅰイ)の要件に加え、指定通所介護を行う時間帯を通じて、常勤の理学療法士等を一名以上配置していること。

○個別機能訓練加算(Ⅱ)

- (1) 個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している利用者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。

○認知症加算

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (イ) 指定居宅サービス等基準第九十三条第一項第二号又は第三号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で二以上確保していること。
- (ロ) 指定通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前三月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が20%以上であること。
- (ハ) 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修、認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を一名以上配置していること。

○中重度者ケア体制加算

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (イ) 看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で二以上確保していること。
- (ロ) 指定通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前三月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護三、要介護四又は要介護五である者の占める割合が30%以上であること。
- (ハ) 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を一名以上配置していること。

○送迎(を行わなかった場合における)減算

事業所が送迎を行わない場合に片道につき47単位を減算する。